

改正建設業法等の一部施行について

令和7年2月1日
四国中央市契約検査課

建設業法及び建設業法施行令の一部が改正され、監理技術者等の専任義務に係る合理化及び特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の金額要件が以下のとおり見直されました。

1 金額要件の見直し(令和7年2月1日施行)

- (1) 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限の引き上げ
(現 行) 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)
(改正後) 5,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)

- (2) 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限の引き上げ
(現 行) 4,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)
(改正後) 4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円)

2 監理技術者等の専任義務に係る合理化(令和6年12月13日施行)

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等については、複数の現場の兼任は原則認められていませんでした。

また、営業所に配置される専任技術者は、専任が求められる工事現場の監理技術者等との兼務は認められていませんでした。

本改正にともない、一定の条件を満たす場合に限り、兼任・兼務が認められるようになりました。詳細な条件等については、「監理者技術者制度運用マニュアル(平成16年国総建第316号)」に基づいて運用いたします。

[「監理技術者制度運用マニュアル」\(最終改正令和7年1月28日\)](#)